（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（以下「規則」という。）第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。なお、規則第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一第一項、第二項又は第三項の規定による筆記試験科目の免除を受けた場合は、次の各号の規定により指定保育士養成施設において修得することとされた教科目のうち当該免除を受けた科目を修得したものとみなす。	厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（以下「規則」という。）第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。なお、規則第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一第一項又は第二項の規定による筆記試験科目の免除を受けた場合は、次の各号の規定により指定保育士養成施設において修得することとされた教科目のうち当該免除を受けた科目を修得したものとみなす。
一　幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者が、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設（以下単に「指定保育士養成施設」という。）において、規則第一条第二項に掲げる筆記試験科目（同項第二号の教育原理及び同項第五号を除く。）に相当する教科目を修得すること。	一　幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者が、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設（次号において単に「指定保育士養成施設」という。）において、規則第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十第二項に掲げる筆記試験科目（同項第二号の教育原理及び同項第五号を除く。）に相当する教科目を修得すること。
二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から五年の間に限り、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者が、次に掲げる施設において三年（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）以上従事し、指定保育士養成施設において規則第一条第二項に掲げる筆記試験科目（同項第二号の教育原理、同項第五号及び第八号に係る科目を除く。）に相当する教科目を修得すること。	二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から五年の間に限り、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者が、次に掲げる施設において三年（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）以上従事し、指定保育士養成施設において規則第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十第二項の筆記試験科目（同項第二号の教育原理、同項第五号及び第八号に係る科目を除く。）に相当する教科目を修得すること。
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）
三　社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である者が、指定保育士養成施設において規則第一条第二項に掲げる筆記試験科目（同項第二号の社会的養護、同項第三号及び第四号を除く。）に相当する教科目を修得すること。	（新設）
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）

○国土交通省告示第八十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条第一号、第八十二条の二、第八十二条の三第一号及び第八十二条の六第二号ロの規定に基づき、保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十四号）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二　荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力の計算方法	第二　荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力の計算方法
一・二　（略）	一・二　（略）
三　前二号の規定によって構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算するほか、次のイからホまでに掲げる場合に応じてそれぞれ当該イからホまでに定める方法によって計算を行わなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、イからホまでに定める方法による計算と同等以上に建築物又は建築物の部分が構造耐力上安全であることを確かめることができる計算をそれぞれ行う場合にあっては、この限りでない。	三　前二号の規定によって構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算するほか、次のイからニまでに掲げる場合に応じてそれぞれ当該イからニまでに定める方法によって計算を行わなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、イからニまでに定める方法による計算と同等以上に建築物又は建築物の部分が構造耐力上安全であることを確かめることができる計算をそれぞれ行う場合にあっては、この限りでない。
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）